

## 第9章 生徒指導

### 1 生徒指導の意義と機能

#### (1) 生徒指導の定義

学校教育の目的は、「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」（教育基本法第1条）を期することであり、また、「個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養う」（同法第2条二）ことが目標の一つとして掲げられている。この学校教育の目的や目標達成に寄与する生徒指導の定義は、次のようなものである。

#### 生徒指導の定義

生徒指導とは、社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動のことである。なお、生徒指導上の課題に対応するために、必要に応じて指導や援助を行う。

＜「生徒指導提要（改訂版）」（令和4年12月 文部科学省）より抜粋＞

生徒指導は、児童生徒が自身を個性的存在として認め、自己に内在しているよさや可能性に自ら気づき、引き出し、伸ばすと同時に、社会生活で必要となる社会的資質・能力を身に付けることを支える働き（機能）を持っている。したがって、生徒指導は学校の教育目標を達成する上で重要な機能を果たすものであり、学習指導と並んで学校教育において重要な意義をもつものと言える。

#### (2) 生徒指導の目指すもの

生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよい発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で

興味深く、充実したものになることを目指している。そして、自己実現を図るための自己指導能力の育成を目指すためにも、学校生活において、生徒自らが意欲をもって活動することが前提となっている。

すなわち生徒指導とは、生徒自らが、日常生活のさまざまな場においてどのような選択が適切であるかを自分で判断し、実行し、そして自らの行動に責任をとる経験を積み重ねることによって自らの意欲と判断力を育てていくことに対する指導・援助のことである。

したがって、日ごろの生徒指導に当たっては、生徒の人格や主体性・自立性を尊重し潜在能力の開発に努めるとともに、生徒が生涯を通して学び続ける意欲をもち、自己実現を図ることができるような能力を育成するという観点に立つて行うことが重要である。

#### (3) 生徒指導の機能

先に、生徒指導は統合的な活動であることに触れたが、生徒指導は、学校がその教育目標を達成するための重要な機能の一つでもある。

生徒指導は、教育課程（各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動）の領域として行われる教育活動及び教育課程外の教育活動においても機能するもの、つまり、学校教育のあらゆる場において機能するものである。

#### ア 教育課程と生徒指導との相互関係

生徒指導は、各教科に属する科目、総合的な探究の時間及び特別活動からなる全教育課程の展開を通じて推進され、教育課程では足りないところを補う役割をもつとともに、教育課程の展開を助けることにも貢献する。

生徒一人一人の個性的な資質を伸ばしていくために、教育課程の編成に当たって、選択科目を設けたり、類型を定めたりしている。また、方法的にも、学

習の個別化・習熟度別学級編成等による指導が行われている。

教育課程の編成や学習指導に当たって、このように生徒の個性や能力に応じた教育を推進することは、生徒指導の機能の一つでもある個性化を目指すことでもある。

#### イ 教育課程外の教育活動における生徒指導

生徒指導は、教育課程における特定の教科等だけで行われるものではなく、教育課程のすべての領域において機能することが求められている。そして、それは教育課程にとどまらず、学校で行われる教育課程外のさまざまな教育活動にも機能している。生徒に直接働きかける教育活動としては、休み時間や放課後に行われる個別的な指導や、学業不振な生徒のための補充指導、随時の教育相談などがあげられる。

これらの機能は、教育課程の一つの特色ともいえるべき、組織性や形式性などの性格を補う役割を果たすべきものであり、このような教育課程外の教育活動における生徒指導を重視することは、全人的な人間形成の実現のためにも大切なことである。

#### (4) 生徒指導の二面性

生徒指導は、生徒の全人格的な発達を援助するという本質的なねらいをもっている。したがって、すべての生徒を対象に、社会への適応力を育て、個性を伸長させる指導・援助をすることが大切である。

しかし、適応上の問題や心理的な問題を抱える生徒やいわゆる問題傾向をもつ生徒に対しては、個に応じた適切な指導・援助が必要である。

##### ア すべての生徒への指導

- (ア) 一人一人の生徒の資質・環境・生育歴・将来の進路志望などの諸条件に即して、現在の生活の適応を図る。

- (イ) 集団の一員として、集団の質的向上に寄与し、集団生活の中で自己実現を図れるよう援助する。

- (ロ) 自己の長所に気付かせ、個性の伸長を図るとともに、自主性・自立性を育てる。

- (ハ) 望ましい生活習慣や態度を身に付けさせ、社会の規律や秩序を尊重・遵守する態度や行動力を育てる。

- (ニ) 自己指導能力を育て、将来の生活において、自己実現を図ることができるようにする。

##### イ 個々の問題への指導

- (ア) 誰もが、性格や行動面等での弱点や不安を抱えている。また、問題行動には要因となるような背景が存在する。細心の注意を払い、共感的理解に努めるとともに、個に応じた適切な指導を行う。

- (イ) 不登校傾向となったり、非行などの行動に走りかけたりしている生徒のサインを見逃さず、予防的な視点から早期に的確な指導を行う。

- (ロ) いじめや学校の秩序を破壊する暴力行為等に対しては、毅然とした対応と、粘り強い指導により安心して学べる学習環境の確保に努めるとともに、指導においては、かけがえのない存在としての自他の個性を尊重し、よりよい人間関係を築けるよう指導に当たる。

#### (5) 生徒指導の基盤をなす人間観

教育基本法に定める「教育の目的」の達成を目指し生徒指導を推進していくためには、人間として生徒をどのような側面からとらえ、どう理解するか、といった人間観が重要な意味をもってくる。

教師自身が、幅の広い人間観を確立することが、最も基本的で重要なことである。

例えば、教師が

ア 生徒はかけがえのない人格をもつ。

- イ 生徒は主体的に考え、行動する。
- ウ 生徒は個別性と独自性をもっている。
- エ 生徒は発達の可能性をもっている。
- オ 生徒は社会（集団）の中で成長する。  
などの人間（生徒）観をもって生徒の指導に当たるならば、教師と生徒との間に豊かな人間関係が築き上げられ、生徒の生き方に望ましい影響を与えることとなる。

## 2 生徒指導の充実と教師の役割

### (1) 生徒指導上の諸問題の現状と課題

令和5年度の問題行動等調査の結果において公立高校中途退学者は全日制・定時制・通信制合わせて999件（退学率1.12%）で、前年度に比べて140人増加した。

いじめの認知件数は、860件の報告があり、前年度に比べ128件の増加となっている。今後も各学校のいじめ防止基本方針に示された、啓発活動等に取り組むとともに、教育相談体制の整備等を進め、生徒が相談しやすい環境づくりを図り、早期発見、早期解消に努めることが大切である。

暴力行為については、164件の報告があり、前年度に比べ88件増加した。

生徒の問題行動の原因・背景は複雑で、生徒、家庭、社会のさまざまな要因が絡み合っている場合が多いが、教師が生徒の気持ちを考えずに一方的に叱ったり、学業や人間関係に悩んでいる生徒への配慮不足であったりなど、学校生活にかかわること、とりわけ教師の軽率な言動が「直接のきっかけ」となって発生している事例もある。

ところで、令和5年度に公立高校を中途退学した者のうち、53.6%が「学校生活・学業不適応」、26.3%が「進路変更」、11.4%が「学業不振」によるものとなっている。教師一人一人が、生徒の指導について重要な職責を有するという自覚と責任をもち、生徒の生活実態の把握に努めているかなど、指導の在り方について総点検することも必要である。

このようなことから、生徒が社会的に望ましい自己実現を図るために、教師と生徒が相互信頼に基づく人間関係で結ばれた上で、教師が指導援助を行うことが大切である。

### (2) 学習指導要領と生徒指導

今日、生徒を取り巻く社会環境の変化（情報化・国際化・価値観の多様化・少子高齢化・核家族化等）は、生徒の生活や意識に大きな影響を与えている。各学校においても、生徒指導での多面的な対応が求められている。

このような状況の下、新学習指導要領では、その総則において「生徒が、自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、有意義で充実した学校生活を送る中で、現在及び将来における自己実現を図っていくことができるよう、生徒理解を深め、学習指導を関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。」と生徒指導の重視を求めている。

### (3) 教師の役割と在り方

生徒指導は、生徒の情意面への働きかけと考えるとよいことから、学校教育活動において、とりわけ教師の人間性に負うところが大きい教育的な営みである。したがって、教師は生徒に対して、人間対人間としての適切なかわり方を、特に要求されることになる。

そこで、教師の望ましい在り方について考えてみる。

#### ア 信頼される教師

生徒指導を効果的に行うには、生徒が教師に対して心を開き、安心して語れる信頼関係の構築が大切である。そのためには、教師として立場を踏まえつつ、まず教師自らが心を開き、率直に自分を語る必要がある。

その上で、生徒の話に耳を傾け、共感的に理解することである。教師が生徒に

信頼の心をもって関わろうとするとき、生徒は信頼されていると感じて、自己受容感が生まれ、心が安定する。逆に、教師が生徒を信頼することができない場合は、それまで心が安定していた生徒ですら不安定な状態に陥ってしまう場合がある。

#### イ 的確に生徒を理解できる教師

生徒指導は「生徒理解に始まり、生徒理解に終わる」と言われている。生徒指導を進めるに当たっては、教師と生徒の相互理解を前提にした生徒理解が的確になされなければならない。

具体的には、次のような点を心がけることが重要であり、教育相談を重視した生徒指導の推進や事例研究等の研修を積む必要がある。

- (ア) 発達段階に即した生徒の特徴や傾向を把握すること。
- (イ) 日常の教育活動における観察、生育歴、面談、心理検査の結果等から多角的・多面的な資料を収集し活用すること。(単なる主観や一部の資料からの偏った解釈や、一面的な理解に陥らない。)
- (ウ) 行動面、現象面のみにとらわれず、内的要因や背景についても理解するように努めること。
- (エ) 相手の気持ちをあるがままに受け止める受容的理解に努めること。
- (オ) 少しの変化(外面・内面)にも気付くことができる観察・理解の目を養うこと。

#### ウ 人間性豊かな教師

教師は、知識・技能の伝達という重責を担っているが、生徒の人間性の形成に関しても重要な役割を持っている。青年期の発達課題は、自我同一性の獲得である。それは、これまで自分が育ってきた過程を振り返り、現在の自分の在り方や生き方について改めて考えはじめる時期であることを意味している。

そして、それぞれの発達課題を達成する際には、それぞれの時期において自分が関わっている重要な他者の存在が大きく影響していると言われている。高校生にとって、教師がそれらの一部に当たる。

したがって、高校生にとって豊かな人間性を持つ教師に出会うことは、望ましい人間性を形成する上で極めて重要なことである。

### 3 生徒指導の組織

生徒指導の充実を図るには、教師一人一人が生徒指導について正しい理解と技能を身に付けるとともに、学校全体で取り組むための組織づくりが大切である。そして、それぞれの立場と役割を理解し、協力して実践しなければならない。

#### (1) 全教職員による生徒指導

生徒指導は、全校の生徒を対象にした全学的・日常的取組によってなされなければならない。校長のリーダーシップの下に、全教職員が教育目標や指導方針を共有し、一貫性のある生徒指導を行うことのできる校内体制をつくる必要がある。

##### ア 共通理解・共通実践を通して

生徒指導は実践活動であるから、指導に際して教師間の考え方や対応に違いが生じると、生徒及び保護者に教師への不信感を抱かせることとなる。また、何か問題がおこった場合、我関せずといった態度をとったり、一人だけで対応したりすることは厳に慎まなければならない。

全教職員が学校教育目標の実現に向け、「どのような生徒を育てるのか」という共通目標のもと、毅然とした粘り強い指導が必要である。生徒指導の問題は、一人で抱え込まず、組織的な取組が必要であり、教職員間の信頼関係や温かい人

間関係を常に心がけておくことが大切である。

一人一人の生徒を全教職員で育てるという意識をもつこと、問題行動の指導に限らず、自己指導能力の育成を目指す生徒指導を推進するために、共通理解・共通実践することが大切である。

#### イ 学年・ホームルーム間の協調

学年やホームルーム間で、指導の方針や実践が共通になるよう努めることが大切である。各学年・ホームルームの独自性を尊重しながら、協調して取り組むことが肝要である。特に、自分の学年・ホームルームさえ良ければよいといった態度に陥ることは、問題行動を多発させることにつながりかねない。学校全体としての指導体制を確立することが必要になる。

#### ウ 研修の充実

生徒指導を全教職員で推進するためには、校内における研修が必要である。書物等による理論研修も有効であるが、他の教師の考え方や対応の仕方等から学ぶ事例研究も、今後の自己の実践に役立たせることができる。

また、普段悩んでいることなどを積極的に問題提起し、解決に向けた努力をしたいものである。

## (2) 生徒指導の組織づくり

生徒指導は、全校的に取り組まれ、組織的・計画的に展開されるものである。したがって、全教職員がそれぞれ役割を分担し、指導に当たらなければならない。

#### ア 生徒指導部の役割

生徒指導を直接担当する組織は、生徒指導部とよばれることが多い。全ての教職員の協力的な指導体制を背景に組織され、生徒指導上の諸問題について検討し、基本方針を確立し、全校に情報を提供したり、教職員の相談に応じたりする役割をもっている。また、全教育活動を

通して、どのように生徒指導を進めていくかというカリキュラムを、教職員の総力を結集して開発しておくことも必要である。

#### イ 生徒指導部の活動内容

生徒指導部は、次のような活動を行っている。

(ア) 生徒指導についての全体計画の作成と運営

(イ) 生徒指導に関する資料や情報、生徒理解のための設備等の整備

(ロ) 学校内外における生徒の生活規律などに関する指導

(ハ) 教育相談、保護者面接などを含む直接的な指導

(ニ) ホームルーム担任、その他の教師への助言

(ホ) 警察、児童相談所等の関係諸機関、青少年の健全育成のための地域団体及び他校との連携や協力

(ヘ) 生徒の諸活動(部活動、ボランティア活動など特別活動全般)の指導、また、生徒指導部内に、生活指導係・教育相談係・特別活動係・生徒会係・交通安全係の各係をおいて活動している場合も多い。

#### ウ 生徒指導部の運営とホームルーム担任等との連携

生徒指導部は、生徒指導主事を中心に、生徒指導の運営や指導上の諸問題について協議するが、ホームルーム担任と生徒指導部との連携が特に大切である。各学年の生徒指導部所属の教師は、そのパイプ役として推進に協力し、担任を援助することが大切である。特に、問題行動が起きた時、ホームルーム担任は学年主任と生徒指導部所属の教師にすみやかに報告し、以後、校長・副校長・教頭及び生徒指導主事と連携を図りながら対応していかなければならない。

#### 《参考文献》

・「平成30年度生徒指導充実のために」

千葉県教育庁教育振興部児童生徒課平成30年

- ・「生徒指導提要」文部科学省
- ・「生徒指導の役割連携の推進に向けて」  
国立教育政策研究所 平成22年・23年
- ・「生徒指導支援資料」1～7国立教育政策研究所
- ・「生徒指導リーフ」国立教育政策研究所

## 4 生徒理解と教育相談

### (1) 生徒理解の考え方

生徒指導は、一人一人の生徒の個性の伸長を図りながら、同時に社会的な資質・能力・態度を育成していくための指導や援助である。指導の方法として、学年・ホームルームなどの集団指導と、個別指導がある。

教育相談は、このうちのグループや個別に対する援助・指導が中心となる。個々の生徒の人格形成を援助する過程においては、それぞれの個性を見出し、個人のもつ特性にしたがって進められなければならない。そのためには、生徒のもつ特性や傾向、心情をよく理解し、把握するという生徒理解が大切である。

### (2) 生徒理解のための情報

生徒理解は、生徒のより良き人格の伸長が前提となり、より良い援助を目指し、理解する側の温かい姿勢が基本となる。また、理解には客観性や正確さが大切であり、そのための情報の収集も多角的な視点が重要となる。得られた情報の記録、保存及び情報の解釈、活用の仕方も十分検討されなくてはならない。さらに、情報を集めるに当たっては、プライバシーを侵害しない配慮が必要である。生徒理解のための情報として、

- ア 一般的な情報（氏名、住所等、指導記録に記載されたもの）
- イ 生育歴についての情報（出生前後の様子、乳幼児期のしつけ等）
- ウ 家庭環境についての情報（家族構成、地理的環境、親の教育観等）
- エ 発達についての情報（知能、学業、性格、行動、趣味、特技等）

オ 学校生活についての情報（教育歴、学業成績、出欠状況、教師・友人関係等）  
カ 現在当面している困難事項（学校生活、家族関係、身体面、交友関係、進路等）等が考えられる。

実際の指導に当たっては、これらすべての項目が必要というわけではなく、必要に応じて、取捨選択することになる。

情報を集める方法としては、①観察法、②面接法、③質問紙法、④検査法、⑤作文や生活日誌による方法などがある。

以上の情報を総合して一人一人の生徒を理解していく場合にも、①調査方法に誤りはないか、②情報の偏りはないか、③検査結果の見方は正しいかについて配慮する必要がある。これらの情報は、あくまでも生徒を理解するための参考資料であり、絶対視することは危険であることに留意しなければならない。また、情報の解釈や活用には、共感的理解や態度を前提として、より多くの意見を参考とすることが大切である。

### (3) 教育相談の意義と特質

教育相談とは、一人一人の生徒の発達や教育上の諸問題の解決に向けて、本人や保護者に対し、望ましい在り方について指導助言することにより、生徒が自らの内にもつ力によって自己変容していく過程を援助することを意味する。

生徒の持つ悩みや困難は、それぞれ個人によって事情を異にするので、生徒全体を対象にする集団的、一般的、共通的な指導だけでは解決できない場合が多い。そこできめ細かな個別的な対応が必要になり、教育相談が大きな役割を果たすことになる。

学校において教育相談を行う場合の利点は、

- ア 目の前に生徒がいること
- イ 好ましい人間関係を築きやすいこと
- ウ 多くの相談の機会があること
- エ 家庭や他機関との連携が取りやすい

ことなどである。

#### (4) 教育相談の方法と教師の研修

学校における教育相談を充実させるためには、信頼感に基づく人間関係が欠かせない。生徒との、日頃の人間関係づくりのポイントとしては、次のようなことがあげられる。

- ア 目の前にいる生徒を最優先する。
- イ 生徒の心情を肯定的に見る。
- ウ 一人一人に積極的な関心と関わりをもつ。
- エ 教師自身の心を開き、人間的な態度で生徒に接する。

学校における教育相談は、「いつでも、どこでも、だれでも」が基本であるが、態様としては、次の四つが考えられる。

- ア 偶然の機会をとらえての相談
- イ 呼び出して行う相談
- ウ 定期的・計画的に行う相談
- エ 自主来談による相談

相談を進めていく際の教師の基本的態度としては、次のことが大切である。

- ア 指導、説諭するという姿勢ではなく、生徒の言葉を引き出し、心をこめて聴くことに努める。(傾聴)
  - イ 生徒の立場に立って、その生徒の悩みや苦しみ、心情及び言葉の意味を理解しようと努める。(共感的理解)
  - ウ 生徒の考えや行動をすぐに評価・批判しないで、まず、生徒の言葉に耳を傾け、受け入れて、情緒の解放を図る。(受容)  
(ただし、感情を受け入れるのであって、事柄を容認するのではない。)
  - エ 生徒の自己決定、自己選択を促す。(自己の可能性発揮への援助)
- 以上、四つの姿勢を生かすため、相談においては次のようなことを心がけることが必要である。

- ア 受容：評価的、批判的な態度や言葉はひかえて、生徒の語る言葉に「そう」「うん」「なるほど」などとうなずきながら、

まず、生徒の気持ちを受け入れ、心から聴くように努力する。

- イ 繰り返し：生徒の話している言葉から内容を深めたいと思われる言葉をそのまま繰り返す。
- ウ 沈黙：沈黙は生徒にとって大きな意味を持っていることが多いので、次々に質問したり、性急に発言を促したりせずに、ゆっくりと時間をかけるようにする。
- エ 要約：生徒の話が一段落した時に、教師がそれまで聞いたことを要約して生徒に返す。
- オ 感情の明確化：生徒の微妙な感情をありのままにとらえ、それを短く的確な言葉で返す。

以上のような方法を学んだり、生徒理解のための知識を身に付けたりするためには、自発的に研修を受けることが必要である。研修の機会として、県総合教育センター・子どもと親のサポートセンターが実施するものや校内研修、民間や関係機関が行うもの等があるので、内容や時期的な要素を検討し、積極的に参加したいものである。

#### (5) 教育相談の具体的実践

- ア 生徒相互の人間関係を育む

生徒の精神を安定させるには、親和的で、自由に発言でき、また話を聴いてくれる雰囲気や安心感のもてる心理的環境が大切である。ホームルーム担任は、日々の教育活動の中でそのような雰囲気を持つホームルームづくりに努めたいものである。

そして、ホームルームの状態に合った「構成的グループエンカウンター」「ピアサポート」「ソーシャルスキルトレーニング」「アサーショントレーニング」などの手法を活用し、生徒相互の心理的な理解を深めるように努めることが大切である。生徒同士が自分の意見や感じ方を、お互いに遠慮なく話すことができ、

またそれを尊重しつつ聴くことができる関係を育むことである。どんな発言も嘲笑されたり、拒否されたりすることなく受け入れられる集団を意図的・計画的につくることである。

イ 自己理解を深めさせる（質問紙や検査等の活用）

生徒相互の理解を促進するには、同時に各自の自己理解の促進が必要となる。核家族化・少子高齢化、価値観の多様化等、社会の急激な変化の中で、自己の特徴や性格、将来の展望等を持ってないまま育ってきている生徒もいる。

そうした生徒にとって、生涯における人生観や職業観をもつ上で、欠かせない要素が自己理解である。簡単な質問紙を作成して与えたり、希望者には性格検査や適性検査を実施したり、その結果を考察させたり等により、自己理解の援助を行うことが可能である。

《参考文献》

- ・「生徒指導提要」文部科学省令和4年12月
- ・児童生徒の教育相談の充実について（報告）  
—生き生きとした子供を育てる相談体制づくり—
- ・教育相談等に関する調査研究協力者会議平成21年3月
- ・「教育相談機能を活かした教育相談実践事例集」  
千葉県子どもと親のサポートセンター平成23年

## 5 生徒指導の機能を生かしたホームルーム担任の仕事

ホームルームは、アメリカの中等教育において、教科担任制や選択履修制が広まるにつれて、教師と生徒、生徒同士の人間関係が希薄になるのをカバーするために、生活の基礎となる生徒集団を編成し、特定の時間と部屋を設けたのが始まりとされる。

ホームルームは、学校における生徒の基礎的な生活集団といえる。

ホームルーム担任は、ホームルーム活動を通して、生徒の学校生活の充実と向上を図るとともに、生徒が直面する諸問題への対応や健全な生活態度の育成に資する活動を行うことになる。

### (1) 生徒指導におけるホームルーム担任の役割

ア 生徒指導におけるホームルームの性格と機能

(ア) 生徒の諸活動の基盤と役割を果たす場及び自発的、自立的な活動の場としての機能

(イ) 生徒指導（基本的生活習慣の確立等）の場としての機能

(ウ) 教科指導や学校行事等、ほかの教育活動への支援補完、深化、統合を図る場としての機能

(エ) 出欠点検、各種の伝達、施設設備の整備、家庭への連絡などの庶務を行う機能これらの機能が十分に発揮されるように配慮することが生徒指導におけるホームルーム担任の役割である。生徒指導は、教育活動全体を通じて行われるもので、その基礎的な指導の場として、ホームルームは最も重要な存在である。

イ ホームルーム活動の内容

(ア) ホームルームや学校の生活づくり

(イ) 適応と成長及び健康安全

(ウ) 学業と進路

これらの内容を取り扱うホームルーム活動は、学習指導要領の主要な柱であり、「人間としての在り方生き方に関する教育」の中核的な役割を担っている。

ウ ホームルーム活動におけるホームルーム担任の役割

(ア) 生徒の自主的、実践的な活動への適切な援助・指導

(イ) 生徒指導

(ウ) 計画的、継続的な指導

ホームルーム活動の主体は生徒である。ホームルーム担任は、生徒を直接指導する立場にあるが、生徒の自発的、自律的な活動、あるいは、自主的、実践的な活動が積極的に実行されるよう、適切な援助・指導を行うことが基本である。また、ホームルームは、生徒指導の基礎的な場であり、前述イのホームルーム活動の内容は、いずれも生徒指導にかかわるものである。生徒は、これらの活動を通じて、人間としての資質や社会性、道徳的な実践力を培うとともに、将来の適切な進路を選択、決定できる能力を身に付けることが強く期待される。

したがって、ホームルーム担任は、学校における生徒指導の中心的な役割を果たすものといつてよいのである。

エ ホームルーム経営における役割

(ア) 生徒の実態を把握すること

この場合、特に次の点に留意する。

a 生徒の表面的な行動を観察するレベルにとどまらず、内面の理解に努める。

b 生徒の問題行動等、問題点のみに目を注がず、生徒自身が自己への誇りをもって生きていけるよう、生徒の「よさ」を捉え、人間性の育成に努める。

- c 各種の資料や情報を収集し多様な尺度によって、生徒を多面的に把握するようにする。
- (イ) ホームルーム経営の目標を確立すること
 

現実の生徒の姿を、ホームルーム目標にどう近づけていくかが、日常のホームルーム経営には大切なことである。学校の教育目標や学年の目標に基づき、より具体的で実現可能な目標を設定する必要がある。
- (ウ) ホームルームの指導計画を立てること
- (エ) よりよい集団づくりに努めること
 

生徒同士が互いの人格を尊重するよう指導するとともに、また生徒との間に、確かな信頼関係を築くことが大切である。
- (オ) 個別指導の場と方法を工夫すること
 

ホームルーム担任には、クラスの生徒全員に対する集団指導と、個に応じたきめ細かな個別指導が要求される。二つとも、指導の場と方法を工夫し、人間としての在り方生き方につながる指導を心がけたいものである。
- (カ) 他の教職員との連携を密にすること
 

ホームルーム担任は、ホームルームを基盤とする他の集団活動、例えば生徒会活動、学校行事等との関連を図りながら、それぞれの指導に当たる教師との連携を密にし、生徒指導を行うことが大切である。
- (キ) 庶務的な仕事を処理すること
 

ホームルーム担任が行うべきホーム

ルームの庶務的な仕事は多種多様である。具体的には、生徒指導要録、出席簿等の公簿の作成、備品を含む教室や環境の整備、金銭・会計面の処理、さらには、日々の生徒の健康把握や保護者との連携等、多岐にわたる。庶務的な仕事を通して、生徒指導に役立つ情報を得る場合が多く、日常の細々した職務は極めて重要なものである。

公簿の作成等は、学期末に集中することが多いので、仕事を計画的かつ早めに処理することを心がけるとともに、保管に十分留意する必要がある。

## (2) ホームルーム活動の指導計画と留意点

ホームルーム活動に配当する年間の授業時数は、学習指導要領で「年間35単位時間以上とするものとする。」となっている。ホームルーム活動の指導計画の作成には、学校経営方針・教育課程等、全校的な視野に立った対応が必要である。

### ア 年間計画の作成手順

- (ア) 各学年の指導の重点目標の設定
- (イ) 年間配當時数の設定
- (ウ) 題材（主題）の検討と設定
- (エ) 原案の検討
  - a 生徒のホームルーム活動委員会の意見の反映
  - b 教師のホームルーム指導委員会及び関係分掌（生徒指導部、進路指導部、保健部など）における検討
  - c 各学年、ホームルーム担任による検討
  - d 職員会議での検討

ホームルーム活動の指導について、全教職員の理解を深める。

### イ ホームルーム活動とショートホームルーム

ホームルーム活動は、毎学年当たり1単位時間以上、原則として年間35週実施され、年間計画によって運営されることになる。

ショートホームルームは、毎日の継続的な生徒指導の場であり、ホームルーム活動をさらに充実、深化させるための場でもある。ホームルーム担任として、ショートホームルームの効果的運営と生徒による自主的運営の在り方について考える必要がある。



《MEMO》

## ホームルーム活動年間指導計画（例）

月		1年主題	2年主題	3年主題
4	その1 その2 その3 その4	生徒会活動・部活動紹介 委員会活動への参加 通学方法調査、緊急時の連絡方法 各種行事について	運営協議会 一斉委員会 2年生としての抱負 進路志望調査	運営協議会 一斉委員会 3年生としての抱負 進路志望調査
5	その1 その2 その3 その4	高校生になって（進路関係を含めて） 校内体育大会 効果的な学習の工夫 教育相談ガイダンス	学校をもっと楽しくするには 校内体育大会 進路志望調査 交通事故の原因を考えよう	社会活動と規律 校内体育大会 進路ガイダンス 地域へのボランティア活動
6	その1 その2 その3 その4	校外美化活動 校則について 自転車点検と交通安全指導 勉強と部活動の両立について	修学旅行の意義と目的について いじめについて考える 暴走行為とその社会的影響 進路ガイダンス	男女交際について考える 大学・専門学校訪問 小論文対策講演会 私の生きがい
7	その1 その2 その3	夏休みの計画 薬物乱用防止教室 1学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	夏休みの計画 薬物乱用防止教室 1学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	夏休みの計画 薬物乱用防止教室 1学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望
9	その1 その2 その3	体育祭の企画立案 来年度の科目選択説明会 体育祭	体育祭の企画立案 地域へのボランティア活動 体育祭	体育祭の企画立案 社会人としての礼儀作法 体育祭
10	その1 その2 その3 その4	交通ルールを守ろう 進路志望調査 文化祭の企画立案 地域へのボランティア活動	来年度のコース選択説明会 修学旅行の事前研修 修学旅行のグループ決め 修学旅行の結団式	交通事故の補償と責任 読書と人生 文化祭の企画立案 性のモラルについて
11	その1 その2 その3 その4	進路説明会 卒業生を囲んで 文化祭準備 文化祭 芸術鑑賞会	修学旅行の反省 文化祭準備 文化祭 芸術鑑賞会	進路内定者の卒業までの在り方 文化祭準備 文化祭 芸術鑑賞会
12	その1 その2 その3	ネットモラル教室 冬休みの計画 2学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	ネットモラル教室 冬休みの計画 2学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望	ネットモラル教室 冬休みの計画 2学期のホームルーム活動の反省と 今後の希望
1	その1 その2 その3	年頭にあたって 将来の職業について 音楽鑑賞会	年頭にあたって インターンシップ事前説明会 インターンシップ	将来の生活設計 音楽鑑賞会 人権尊重と安全な社会について
2	その1 その2 その3	私の愛読書の紹介 ピアサポート・プログラム 友情とは何か考えよう	インターンシップ反省会 教育相談 郷土の歴史を学ぶ	高校生活を振り返って
3	その1 その2	交通法規と私たちの安全 1か年を振り返って	先輩の進路 1か年を振り返って	

### (3) ホームルーム担任の1日の業務(例)

始業前の準備		朝のSHRタイム	SHR後処理	帰りのSHRタイム	放課後の業務
出欠調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出席簿の点検 前日の欠席、遅刻、早退、欠課等</li> <li>○当日の家庭連絡受理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○朝のあいさつ</li> <li>○出席点呼、出席簿記入</li> <li>○前日の欠席者の理由確認と届け受理</li> <li>○早退者の申告届け受理</li> <li>○健康状態(心身共) } 個別生活状態の確認 } 指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○無断欠席者の家庭連絡</li> <li>○遅刻、早退者との事情調査と指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○欠席状況の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出席簿の整理</li> <li>・週末、月末の統計</li> <li>・各種届の整理</li> </ul>
連絡等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒への連絡事項の確認</li> <li>・職員打合せ事項の伝達</li> <li>・掲示による連絡</li> <li>・印刷物、配布物</li> <li>・時間割変更等</li> <li>○前日の学級日誌の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○生徒への伝達</li> <li>・行事予定</li> <li>・日課、時間割変更</li> <li>・伝達事項</li> <li>・配布物</li> <li>○各種申告届等の受理</li> <li>○前日のHR状況についての反省</li> <li>・学級日誌などから(感想や内容への助言)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○届出事項の処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○明日の予定</li> <li>○伝達事項の確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○校内各部・関係者との連携</li> <li>○学年事務の相互連絡</li> </ul>
運営と生徒指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○SHRの計画確認</li> <li>○HR運営の基本方針の徹底と具体的指導目標の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任訓話</li> <li>○生徒スピーチ、合唱</li> <li>○ホームルーム活動の予告</li> <li>○生徒会、委員会等からの連絡</li> <li>○安全指導</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○担任訓話</li> <li>○清掃の指示</li> <li>○帰りのあいさつ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○運営の反省と記録</li> <li>○個別グループ別指導(相談、面接)</li> <li>○班、係活動指導</li> <li>○ホームルーム活動の計画始動</li> <li>○保護者面談</li> </ul>
進路指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進路選択の資料点検</li> <li>・提出期限、提出物等の確認と準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○進路情報の提供</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>○就職・進路希望者の提出書類作成</li> <li>○進路相談</li> </ul>
教室の管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>○採光、照明、換気確認</li> <li>○備品(黒板ふき、清掃具、ストーブ)整理</li> <li>○清掃状態、牛乳パック等処理確認</li> <li>○机、椅子、運動着等の整頓</li> <li>○ストーブ利用について安全確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○備品破損等の処理</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>○清掃指導と点検</li> <li>○施錠、消灯の確認</li> <li>○ストーブの消火確認</li> <li>○教室全体の点検</li> </ul>

(学事出版「高校HR担任の実務」から)

#### (留意事項)

- 伝達ははっきりと、また、もれがないように注意し、必要に応じて板書する。
- 学級日誌は必ず目を通して内容を確認し、コメントを入れる。
- 健康状態把握のためにも、生徒の表情を確認し、必ず点呼をとる。
- 欠席、遅刻、早退等の把握のため、家庭との電話連絡等を密にする。
- 教室の清掃を生徒と一緒にするなどして、生徒の様子を観察し、生徒理解を心がける。
- ホームルーム活動を効果的にするため、ショートホームルーム等を活用する。
- 昼休み等にもホームルームに足を運び、生徒の中に溶け込み、好ましい人間関係づくりを心がける。

#### 《参考文献》

- ・「学級担任のための育てるカウンセリング入門」国分康孝
- ・「教育相談ハンドブック」(小学校編)千葉県総合教育センター平成8年
- ・「教育相談ハンドブック」(中学校編)千葉県総合教育センター平成9年
- ・「教育相談ハンドブック」(面接編)千葉県総合教育センター平成11年
- ・「ふれあいとやすらぎ」(小学校用)千葉県総合教育センター平成10年
- ・「センス！聴いて！」(中学校用)千葉県総合教育センター平成10年

## 6 生徒指導の機能を生かした学業指導

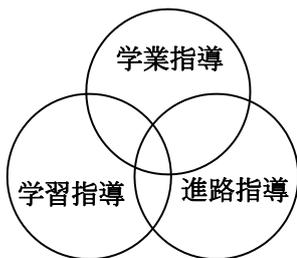
### (1) 学業指導の意義

学業指導は、ややもすると学習指導と混同されるが、学習指導が通常、各教科・科目の学習目標を達成させる指導であるのに対して、学業指導は、生徒の学習活動の基盤をつくったり、その推進を援助したり、学業に悩みを持つ生徒を内面的に救済したりする指導を意味するものである。

学業指導は、もちろん、各教科・科目における学習指導の中でも行われるが、ホームルーム活動、学校行事等、学校における教育活動全体を通じて行われるものとされている。

また、学業指導は、将来への見通しや志向性を明確にすること、自己理解を深化させること、日常の学業を効果的に積み重ねていくこと等において、進路指導とも深く関連している。

生徒指導における、学業指導と学習指導と進路指導との関連は、おおむね、次の図のように示すことができよう。



### (2) 学業指導の主な具体的内容

#### ア 学習意欲の喚起

教師は、生徒の意欲を低下させている原因（例えば、心身の健康不良、目標の喪失、対人関係の問題など）について十分に理解し、受容的な態度で接することが大切である。その原因となるものを除去する対応だけではなく、教材の選択、

目標の自覚の促進、励まし等により、積極的な動機付けも必要である。

#### イ 学習方法の改善と学習習慣の確立

生徒は試行錯誤を繰り返しながら、自分の学習方法を確立していくものである。しかし、本人なりに努力しても成果が上がらない場合もあり、学習方法に何らかの問題点があることが多い。

改善のためには、まず、教師が望ましい学習方法や学習習慣について説明し、生徒が自分の問題点に気付くよう助言する必要がある。その際、生徒が自信をなくさないように配慮し、それまでの本人の努力を認めて励ますようにしたい。

#### ウ 情緒的安定の確保

情緒的に何らかの不安定な状況があると、生徒は学業に専念できず、持てる能力を十分に発揮できない。教師は、学習場面、周囲の環境条件、生徒の内面的条件などの相互関係を解明し、原因を突きとめ、それを除去する支援を行うとともに、生徒自身が努力するよう指導することが必要である。

### (3) 学業指導の今日的意義

今日、学業指導の重要性が強調されているのは、次のような背景によるものと思われる。

ア 昨今の高校への進学率の上昇に伴う生徒の多様化や、学業不適應を主要因とする非行・中途退学等の問題に対する根本的な対応策が求められている。

イ 生徒たちが社会の変化に主体的に対応し、生涯にわたって学習を行っていくための生きる力を育成することが求められている。

## 7 校則

### (1) 校則等の意義

校則は、生徒が健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものである。

校則は、各学校が教育基本法等に沿って教育目的を実現していく過程において、児童生徒の発達段階や学校、地域の状況、時代の変化等を踏まえて、最終的には学校長により制定されるものである。

校則等は、自己指導能力の育成を基本としつつ、次のようなことをねらいとして作成される。

- ア 基本的な生活習慣形成のための方向付け
- イ 自己実現を図るための基本的約束ごとの明示
- ウ 遵法精神の育成
- エ 良い校風と伝統の継承

### (2) 校則等の運用にあたって

#### ア 校則等についての基本的考え方

校則とは何か、なぜ校則が必要なのか、その合理的根拠は何か、校則等の目指すものは何か、などを生徒とともに考え合い、学校生活における様々な場面での基盤となるようにする。

校則等に関わる指導に際しては、一人一人にとって快適な学校生活を送る上で必要最小限の守るべきことである、という観点から指導に当たることが大切である。

指導上の留意点は、次のとおりである。

- (ア) 何のために設けた決まりであるのか、教職員がその背景や理由についても理解する。
- (イ) 当面する具体的問題の実践的な解決を通して、校則を遵守していく過

程を大切にする。

- (ウ) 人間関係の理解、心情の理解を通して校則の遵守を実践させる。
- (エ) 校則遵守の実践方法を生徒の主体的な活動で考えさせる。
- (オ) 集団指導とともに、個別指導を大切にする。
- (カ) 校則の内容については、普段から学校内外の者が参照できるように学校のホームページに公開しておく。
- (キ) それぞれの決まりの意義を理解し、生徒が主体的に校則を遵守するようになるためにも、制定した背景についても示しておく。
- (ク) 校則に違反した場合には行為を正すための指導に止まるのではなく、内省を促すような指導をする。

#### イ 校則等の点検及び見直し

校則を制定してから一定の期間が経過し、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて、校則の意義を適切に説明できないようなものについては、改めて学校の教育目的に照らして適切な内容か、現状に合う内容に変更する必要があるか、また、本当に必要なものか、絶えず点検及び見直しを行う必要がある。また、その際は、何らかの形で生徒・保護者が関わり決定できる取組を行う必要がある。

更に、校則を点検したり、見直したりする必要がある場合に、どのような手続きを踏むべきか、その過程についても示しておくことが望ましいと考えられる。

以下、その作成、見直しの留意点等を示す。

- (ア) 校則等の作成、見直しの視点
  - a 社会通念上合理的であると認められる妥当性、客観性をもっているか。

- b 人間尊重、個の尊重の精神が生かされ、生徒の自主性、自律性が育成されるようなものになっているか。
  - c 生徒の実態、地域の状況に応じたものか。
  - d 学校の発展のため、校則を生かすという姿勢が貫かれているか。
- (イ) 作成、見直しの留意点

校則の制定にあたっては、少数派の意見も尊重しつつ、生徒個人の能力や自主性を伸ばすものとなるよう配慮することも必要となる。

#### 【学校における取組例】

- ・各学級で校則や学校生活上の規則で変更してほしいこと、見直してほしいことを議論。
- ・生徒会やPTA会議、学校評議員会において、現行の校則について、時代の要請や社会情勢の変化等を踏まえ、見直しが必要な事項について意見を聴取。
- ・生徒や保護者との共通理解を図るため、校則をホームページに掲載するとともに、入学予定者や希望者等を対象とした説明会において、校則の内容について説明。

## 8 個別の課題を抱える児童生徒への指導

### (1) 問題行動についての理解

児童生徒が抱える課題は様々であり、個々の児童生徒の性格、能力や、生活習慣、発達の程度、学校での生活の状況など、一人一人に応じた効果的な指導が必要となる。

日頃から、観察や面接、質問紙調査、関係機関や地域とのネットワークづくりなど、児童生徒理解を着実に進め、問題行動

の早期発見に努める必要がある。その上で、問題行動の事実確認を迅速に行い、その原因を分析し一人一人に応じた指導方針を確立することが重要である。特に、個別の課題を抱える児童生徒への指導については、その課題の特質を理解し、一人一人に適した指導方法や対応、あるいは関係機関との連携など、適切で効果的な指導をすることが重要である。

そこで、問題行動を理解するためには、次のような視点からとらえる必要がある。

- ・すべての児童生徒が問題行動の要因を内包している可能性があること。
- ・小学校で問題行動の予兆がみられること。
- ・成長を促す生徒指導を進めること。
- ・障害特性の把握と理解を進めること。

発達障害の特性により生じる学力や対人関係の問題に対して、無理強いをしたり、注意や叱責が繰り返されたりすると、二次的に問題行動が生じることがある。

### (2) 問題行動の早期発見

問題行動につながるサインとして、次の例などがあげられる。

- ・髪型、服装、言葉遣い、持ち物などの変化
- ・友人関係、人間関係、家庭での様子の変化
- ・学級、ホームルーム、授業中での態度の変化

これはあくまでも例であって、直ちに問題行動の前兆であると判断して指導することは難しい場合もある。しかし、これらのことに着目することを通じて、教師が当該児童生徒の理解を進め、指導の手を差し伸べる必要があると思っ、児童生徒を注意深く観察し、働きかけを行うことによって、問題行動を未然に防ぐことができる場合もある。

問題行動の早期発見を行うことは、児童生徒理解を着実に進めることとなる。問題

行動の早期発見の方法には次のようなものがある。

ア 観察によるもの

学級担任は児童生徒に関する資料を豊富に活用できることから、早期に問題行動を発見する機会が多くある。先にあげた例を考えながら観察することが大切である。客観的な観察を心がけるとともに、複数の教員で観察を行う必要がある。

イ 面談によるもの

個人面談は、児童生徒の悩みや困難の解決を指導・援助する。担任だけでなく、教科担任や部活動顧問などによる面談も有効である。

ウ 質問紙調査によるもの

毎年多くのアンケート調査が行われており、その結果をまとめておくことは、児童生徒の変化や学校での取組、実行の様子を把握し、適切な評価や改善を図ることにつながる。

エ 教職員間の情報交換によるもの

一人の教師だけでは児童生徒理解に限界があるため、教科担任や部活動顧問など関係のある教員との情報交換は大変有効である。多面的に児童生徒を見るために、組織的に取り組むことが重要である。

オ 保護者との面談によるもの

学校で見せる顔と、家庭や地域で見せる顔が全く違っている児童生徒もおり、児童生徒を理解するためには、保護者からの情報も貴重なものとなっている。学校が家庭を批判するのではなく、学校と保護者が同じ方向を向くこと、粘り強く学校の方針を説明することが、ますます重要になってきている。

保護者と面談を行うに当たっては、教師が「こうすればもっとよくなる。」「少しずつだがこんなことができるようになった。」とプラス思考で面談することが、学校と家庭が協働体制をとっていくスタートになる。なお、家庭訪問は、保

護者の了解の下で行わなければならない。

カ 学校種間・学校間の情報交換によるもの

問題行動が低年齢化し、小学校時代から問題行動を繰り返す児童もみられる。また、中学校・高等学校での問題行動がそれ以前の小中学校時代から継続している場合がある。各学校種間でお互いに責任転嫁や連携のなさを嘆くのではなく、学校種を超えた情報交換や協議を定期的に行い、連携を図っていくことが大切である。

キ 関係機関・地域とのネットワークでの情報交換によるもの

近年ではSNS等の普及により、不特定多数を巻き込んだ校外での問題行動も増えている。校外の問題行動については、学校だけでなく、警察や児童相談所などの関係機関や地域社会と連携を進めていく必要がある。

### (3) 指導の進め方

ア 迅速な事実確認

児童生徒の健全な人格形成のために、時期を逃さずに毅然とした指導をすることが大切である。まず、該当児童生徒から迅速に事実確認を行い、その際には、いつ、どこで、だれが、何を、どの程度聞き取るのか、保護者との連携などについてはどのように行うかを教員間で具体的に決めておくことが大切である。

イ 原因の分析と指導方針の確立

問題行動を起こした児童生徒への指導のねらいは、自ら行動を反省し今後の将来に希望や目標を持ち、より充実した学校生活を送ることができるようにすることにある。問題行動の原因や背景を分析して計画を立て、組織的に指導を行う。その際は当該生徒の発達段階、健康状態、人間関係などの状況を踏まえて、指導する担当者、場所、時間、内容を事前に決めておく必要がある。

ウ 希望を持たせる指導

教員は共感的な態度で指導を行い、児童生徒が、自分を理解してくれる、存在を認めてくれるなど自己存在感を持つよう指導しなければならない。また、教科指導において不適応の児童生徒を見逃さないことは、問題行動の予防にもつながる。児童生徒の活躍する場を設け、その力を発揮させることで、他の児童生徒の承認が得られ、本人が自信を持つようになる。

#### エ 保護者への説明と適正な手続き

保護者に対して、問題行動の事実関係、問題行動に至った経過、背景、問題行動に対する特別な指導内容などについて十分に説明し、理解を求めておくことが大切である。

児童生徒がより充実した学校生活を送るために、学校、家庭が何をすべきか、どのようにすべきかを共に考え、それぞれの役割を果たしていくことが大切である。

#### 《参考・引用文献》

- ・「生徒指導提要」文部科学省 令和4年
- ・「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」文部科学省 令和3年
- ・「いのちを大切に作るキャンペーン」実践事例集 千葉県教育庁教育振興部指導課 平成18年3月
- ・「高校生の豊かな心の育成に係るHP等取組事例集」千葉県教育庁教育振興部指導課 平成18年3月
- ・いじめ問題に対する取組事例集 文科省 平成26年11月
- ・「いじめを早期に発見し適切に対応できる体制づくり」  
—ぬくもりのある学校・地域社会をめざして—
- ・「子供を守り育てる体制づくりのための有識者会議のまとめ（第1次）」平成19年2月
- ・『令和3年版のちばの少年非行』 千葉県警察ホームページ

## 9 暴力行為

### (1) 暴力行為の理解

#### ア 暴力行為の現状

文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（以下、「問題行動・不登校調査」）における、令和5年度千葉県公立学校の発生件数は、小学校5,636件（前年比1.01倍）、中学校1,463件（前年比1.14倍）、高等学校164件（前年比2.16倍）であ

り、全体的には増加した。全国的にも増加傾向にあるが、千葉県の傾向としては、小学校の低学年が多く、暴力行為の低年齢化が危惧される。要因としては、いじめの認知に伴うものや児童生徒に対する見取りの精緻化によって把握が増えたことその他、感情のコントロールが難しい児童が増えていることや、コロナ禍で対話的な活動が制限されていたことで、対人関係を築くためのスキルを身につける時間が少なかったことの影響等が考えられる。

#### イ 基本的な考え方

暴力行為は、社会において許されない行為であり、「学校においてもいかなる理由からも認められないし、絶対に許されない行為である。」と暴力を明確に否定するとともに、「暴力は人権の侵害でもあり、人権尊重の精神に反する。」との認識を全教職員が共有した上で学校における一致協力した取組が大切である。

小学校低学年児童への対応については、幼稚園、保育所との情報共有を積極的に図り、暴力が発生した背景と思われる一人一人の資質・性格や生活環境などを把握し、きめ細かく理解した上で、児童生徒の指導や援助に結び付けていく必要がある。

### (2) 暴力行為への対応

暴力行為の発生に伴う、学校としての基本姿勢は、「児童生徒との信頼関係に配慮した対話」「暴力の背景にある要因をきめ細かく把握した上での個別理解」「教職員の一致協力した指導体制の構築」「必要に応じた関係機関との連携や家庭・地域への協力依頼」等が考えられる。その上で、暴力行為が発生した場合の対応の基本は、以下のものが考えられる。

ア 緊急性や軽重などを判断した迅速な対応（複数の教職員による対応）

イ 当事者（加害者と被害者）への対応と

援助、周囲への指導

ウ 正確な事実関係の把握

エ 指導方針の決定

オ 役割分担による指導と対応策の周知

保護者、地域、関係機関等との連携初期対応にあたっては、事態の緊急性や軽重を総合的に判断すること、当事者の興奮や怒りを鎮めること、被害者の安全確保を図ること、等において判断と行動の両面における迅速さが求められる。また、当事者や関係者から正確な事実関係を把握するためには、誘導的質問や先入観を排し、中立的姿勢に基づいた聴取が必要である。

《参考・引用文献》

・「規律ある明るい学校環境づくり」千葉県教育委員会  
平成 23 年

## 10 いじめ

### (1) いじめ防止対策推進法

いじめの問題はこれまでもたびたび社会問題化してきたが、平成 24 年 7 月、大津市のいじめ事案の報道後、いじめが大きな社会問題として再認識され、平成 25 年 2 月の教育再生実行会議の提言を受けて、同年 6 月「いじめ防止対策推進法」が成立し、9 月に施行された。また、同年 10 月には、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が策定され、さらに平成 29 年 3 月には同方針の改定が行われた。

各学校は、同法によって「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめの問題への対策のための組織」を設置することが義務付けられている。さらに、いじめにより、児童生徒の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより相当の期間（年間30日が目安）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合、学校はこれを「重大事態」として設置者に報告し、その後の調査方法などについて、対応を相談する必要があると定められている。

### (2) 千葉県いじめ防止対策推進条例

「いじめ防止対策推進法」の趣旨に則り、本県の実情に合わせたいじめ問題への対応に県を挙げて取り組むため、全国に先駆けて「千葉県いじめ防止対策推進条例」が制定され、平成 26 年 4 月より施行となった。

この条例は、いじめの早期発見及びいじめの対処の施策を整理し、積極的かつ効果的ないじめの防止等の対策を実施することを定め、県の責務や、市町村、学校、保護者、県民等の役割を明らかにし、子どもたちが健やかに成長することができる環境をつくることを目的としている。

条例では第16条2項で毎年4月を「いじめ防止啓発強化月間」とすることが定められている。県教育委員会では「児童等自らがいじめに関する問題を主体的かつ真剣に考えることができる取組」及び「児童等が互いに良好な関係を築くことができる取組」との視点を重視し、いのちを大切にすることを各学校の実態に応じて実施している。

### (3) 千葉県いじめ防止基本方針

県の条例制定を受け、千葉県いじめ対策調査会の審議を経て、平成 26 年 8 月、「千葉県いじめ防止基本方針」が策定された。さらに平成 29 年 3 月に、国の基本方針が改定されたことを受け、同年 11 月に県の基本方針も改定した。この基本方針は、国の基本方針を参酌し、本県の実情に応じた、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したもので、主な内容として、基本理念、県が実施すべき施策、学校及び学校教職員の役割、保護者の役割、県民の役割、重大事態への対処等が盛り込まれている。

### (4) いじめ問題の理解

いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しいところに特徴がある。いじめとは

「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている（いじめ防止対策推進法第2条第1項）。

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係で成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。日本のいじめの多くが同じ学級の児童生徒同士で発生することを考えると、教室全体にいじめを許容しない雰囲気が形成され、傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが望まれる。児童生徒安全課作成のいじめ防止啓発カード、いじめ防止啓発リーフレット等を活用し、全ての児童等に指導を行っていくことが重要である。

#### (5) いじめ問題への対応

「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員自らそのことを自覚することが重要である。いじめを許さない学校づくりを進めるとともに、児童生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、日頃から丁寧に児童生徒理解を進め、早期発見に努めることが大切である。

いじめ認知に当たっては、アンケート調査や、面談、日々の児童生徒の観察等から、たとえ軽微なものと感じても、校内のいじめ対策組織に報告し、その組織で法の定義に基づきいじめの判断を行い、いじめを正確に、積極的に認知する必要がある。

なお、いじめを認知した教員は、事案を抱え込むことなく、直ちに、学校のいじめ

対策組織へ報告をするとともに、いじめ対策組織においては、調査及び解消に向けた対応を検討し、被害児童等の支援、加害児童等の指導等を実施することが、求められている。

また、国や県のいじめ防止基本方針では、少なくとも3か月間いじめ行為が止んでおり、精神的な苦痛を感じていない状況に至って、いじめが解消された状態であるとされており、安易に、謝罪を持っていじめが解消したとせず、面談や、アンケート等によって、被害児童等の状況を継続的に確認していくことが必要である。

なお、いじめの対処に係る記録については、丁寧に記録を取り、そのうえで、当該校を所管する各自治体の文書管理規則に基づき、保存をするとともに、事案が解消したとして安易に、メモを処分することがあってはならない。

## 11 不登校

### (1) 不登校の現状・要因

文部科学省の実施する、いわゆる「問題行動・不登校等調査」では、不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」によるものを除く。）」と定義されている。

本県の不登校児童生徒数は、年々増加しており、深刻な状況にある。このような中、本県では、令和5年4月に「不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例（以下、「条例」）が施行され、条例を踏まえ、施策を総合的に推進するための基本方針を令和6年3月に策定し、様々な支援に取り組んでいる。

不登校児童生徒は、多様な要因・背景により、結果として不登校状態になっているということであり、「どの子にも起こり得る」と捉え、その行為を「問題行動」と

判断してはならない。

こうした児童生徒が抱える悩みや課題の解決に向けて、学校・家庭・地域が連携し、一人一人に寄り添った支援を行う必要がある。

## (2) 不登校児童生徒への支援の視点

不登校児童生徒への支援にあたっては、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、将来の社会的自立を目指すことが重要である。

また、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことを理解するとともに、不登校による学業の遅れや進路選択上の不利益等への対応は、個々の児童生徒の状況に応じ、長期的な視点を持って取り組む必要がある。

## (3) 学校教育の意義・役割

義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要である。

よって、学校は不登校児童生徒の支援として、まず、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細かな支援策を策定すること、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターやICTを活用した学習支援、フリースクール、夜間中学での受け入れなど、様々な関係機関を活用し社会的自立への支援を行うことが必要である。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きい。

## (4) 不登校が生じないような学校づくり

### ア 魅力あるよりよい学校づくり

不登校になってからの事後的な取組だけでなく、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指す。

### イ いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為等の問題行動への毅然とした対応が大切である。また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となる場合もあるため教職員も適切な言動や指導を心がけなければならない。

### ウ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導の充実を図ることが望まれる。

### エ 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会全体で、児童生徒を育ていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要である。

### オ 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう学校や地域における取組を推進することが重要である。

## 12 自殺

### (1) 児童生徒の自殺

児童生徒の自殺は、原因が特定されない場合が多く、実際には様々な要因が複

雑に関連して生じており、時には些細なきっかけで自ら命を絶つこともある。そのため、教師は児童生徒が自殺に追い詰められる前に、自殺の危険性に気付くようにしたい。

## (2) 自殺の予防

### ア 自殺の危機回避

教師は、自殺未遂はもとより、心の病、安心感の持てない家庭環境、喪失体験、孤立感等の危険因子をもつ児童生徒がとる普段とは違った顕著な行動の変化（自殺直前のサイン）を敏感に感じ取れるよう、日頃から児童生徒の様子を十分把握するとともに、変化を感じたら「どうしたの？」と声をかけ、じっくりと話を聴くように心がけたい。相談内容については、一人で抱え込まず、学年主任や養護教諭に相談する等必ず組織で対応していく。

### イ 自殺が起きたときの対応

自殺又は自殺が疑われる死亡事案が発生したときは、学校として迅速かつ組織的に対応していかななくてはならない。

何よりも大切なことは、子供を亡くした遺族に対して心からの弔意を示すことであり、遺族の意向を丁寧に確認しながら、学校の対応を進めていく必要がある。

また、身近な者の死亡は、児童生徒にとって衝撃的な出来事である。心のケアをしていくに当たっては、文部科学省資料「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を参考にするとともに、保護者に協力を求めたり、スクールカウンセラーに協力を仰いだりする必要がある。また、状況によっては医療機関へつないでいく。

詳しくは、文部科学省から自殺の予防や対応についての資料が発行されているので、ぜひ参考とされたい。

### ウ SOS の出し方教育

児童生徒の自殺を予防するためには、

心の危機に陥った友人への関わり方を学ぶことが重要である。SOSの出し方に関する教育を実施する場合は、児童生徒の発達段階に応じた内容とすることが重要であり、SOSの出し方のみならず、心の危機に陥った友人の感情を受け止めて、考えや行動を理解しようとする姿勢などのSOSの受け止め方についても教えることが望ましい。

#### 《参考・引用文献》

- ・「『いじめゼロ』へ！千葉県版教職員向けいじめ防止資料集」千葉県教育委員会 平成30年3月改訂
- ・「千葉県版不登校児童生徒の支援資料集」千葉県教育委員会 平成30年3月
- ・「『教師が知っておきたい子供の自殺予防』マニュアル」文部科学省 平成21年
- ・「子供の自殺が起きたときの緊急対応の手引き」文部科学省 平成22年
- ・24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- ・SOSの出し方教育（啓発動画・資料）千葉県子どもと親のサポートセンターホームページ

## 13 家庭との連携

### (1) 家庭との連携の意義

家庭は、児童生徒にとって最も基本的な生活の場であり、また人格形成上大きな影響を受けている場でもある。

そのため、学校だけで生徒指導の推進を図っても、家庭との連携なくしてその成果をあげることは難しい。

### (2) 家庭との連携の在り方

教師は児童生徒の家庭環境や家庭での様子を把握し、同時に学校の教育方針とともに教師自身の意図する方向や思いなどを保護者に知ってもらうことが必要である。また、学校と家庭との情報交換や協力によって生徒指導がより効果的になることを理解してもらうのも、大事なことである。

なお、家庭との連携・協力の基本は、児童生徒の成長を願いお互いの役割を明確にし、協力体制を作っていくことである。そのため、教師は、児童生徒の学校生活の様子や長所、さらに伸ばしたい資質等を積極的に伝えとともに、家庭の実態や児童生徒の家庭での状況を的確に把握し、

それぞれの状況に応じたかかわりや支援をしていくことが大切になる。次に家庭状況を把握するポイントを示す。

#### ア 家庭の実態を的確に把握する

個人調査票や保護者との面談記録などを通して、以下の視点で家庭環境等を整理して資料を作ることが望ましい。ただし、プライバシーの保護に十分配慮し、資料の保管には十分注意することが必要である。

(ア) 家族構成と本人の家庭での立場

(イ) 家庭の教育的関心

(ウ) 児童生徒に対する保護者の希望

#### イ 児童生徒の家庭生活の状況を把握する

家庭での行動の把握は児童生徒理解を進める上で大切である。

(ア) 交友関係や所属する集団

(イ) 家庭での生活状況

### (3) 保護者との個別面談と家庭訪問

個別面談や家庭訪問は、学校や教師の教育方針や児童生徒の学校での様子を知らせて指導上の協力を求めたり、家庭環境や家庭における当該児童生徒の様子を把握したりするなど、学校と家庭の協力体制を作り出す良い機会である。

その具体的留意点として、

ア 保護者の児童生徒に対する姿勢を尊重する。

イ 必要に応じて二者や三者の面談にする。

ウ 来校による面談については事前の連絡を十分に行い、保護者の状況に配慮する。

エ 保護者の悩みや訴えを受容的に受けとめる。

オ 家庭内の状況については秘密厳守が原則であり慎重かつ十分な配慮を行う。家庭訪問の際の主な留意点

① 事前に家庭事情の把握と連絡を十分に行い、約束時間を守る。

② 訪問時間を必要以上に長くしない。

③ 家庭生活に対する軽率な言動を慎む。

④ 家庭に経済的負担をかけない。

## 14 地域・関係諸機関等との連携

地域社会や関係機関との連携は、とかく問題行動のある児童生徒のみを対象としがちだが、健全育成の立場で、生徒指導上、常日頃から、体制づくりをしておく必要がある。

### (1) 地域との連携

児童生徒は帰宅後や休日、長期休業の休みなどには生活圏が広がり、そこで受ける影響も大きく、問題行動も多様化する傾向にある。自校だけの問題にとどめず、地域との連携を密にし、生徒指導に当たることが大切である。

#### ア 地域の学校間の連携

地域においては、他校の児童生徒との触れ合いも多く、トラブルも生じやすい。地域の学校間で定期的に情報を交換する必要がある。その際、閉鎖性を取り除いて、同一歩調での指導を心がける。

#### イ 地域社会との協力・連携

地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験・社会体験・自然体験を積み重ねることは、児童生徒の健全育成に大きく関わっている。教師として、それらの意義を十分理解し、地域の活動が活発に展開されるよう、積極的に関わり、協力していくことが望ましい。

#### ウ 地域の諸機関等との連携

児童生徒の保護育成の立場から、少年センター・児童相談所・警察・家庭裁判所等について情報を得ておき、日頃から協力体制を作っておくことも大切である。

### (2) 関係諸機関等の種類

問題が深刻、複雑で、学校や家庭のみで対応できないときは、早期の段階で関係機関に相談することが望ましい。各機関

を目的業務内容で大別すると次のようになる。

- ア 教育相談に関する機関  
〈内容〉しつけ・性格・非行・交友・不登校・いじめなどの電話・面接・訪問相談  
〈機関〉子どもと親のサポートセンター、総合教育センター(特別支援教育部)、児童相談所、青少年補導センター、少年センター、家庭児童相談室、健康福祉センター、警察など
- イ 児童福祉施設・刑事司法関係の機関  
〈内容〉非行・家出など問題行動の矯正教育、児童虐待、環境への再適応  
〈機関〉警察、児童相談所、児童自立支援施設、家庭裁判所、法務少年支援センター(少年鑑別所)、保護観察所、少年院など
- ウ 医療機関  
〈内容〉神経症・精神病などの治療、ADHD・自閉症などの発達障害の診断  
〈機関〉病院の児童精神科・小児科など
- エ 療育・福祉関係の機関  
〈内容〉LD・ADHD・知的障害・自閉症などの発達障害の相談、教育・福祉サービスなど  
〈機関〉児童相談所、療育センター、福祉事務所など

### (3) 関係諸機関等と連携する上での配慮事項

- ア 問題、症状、その程度によって、相談・治療の内容が違ってくる。各機関について正しい知識、情報を得ておくこと。
- イ 関係機関に任せて解決したと思わずに、常に機関と連絡をとり合い、共通理解を図りながら対応することが大切である。
- ウ 「情報連携」だけでなく、サポートチームを組織しての「行動連携」の充実が求

められる。

- エ 関係機関を紹介する場合、本人や保護者が不安をもたないよう理解を得るとともに、学校から見捨てられたという思いをさせないよう十分な配慮が必要である。

## 15 懲戒と体罰

学校教育法第11条本文では、「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒、及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。」と規定している。

学校における懲戒とは、児童生徒の教育上必要があると認められるときに、児童生徒を叱責したり、処罰したりすることだが、学校の秩序維持のために行われる場合もある。懲戒は、制裁としての性質を持つが、学校における教育目的を達成するために行われるものであり、教育的配慮の下に行われるべきものである。

懲戒の手続きについて法令上の規定はないが、懲戒を争う訴訟や損害賠償請求訴訟が提起される場合もあり、児童生徒への懲戒に関する基準についてあらかじめ明確化し、児童生徒や保護者に周知し、家庭等の理解と協力を得るように努めることが重要である。

体罰がどのような行為なのか、児童生徒への懲戒がどの程度まで認められるかについては、機械的に判定することが困難である。このことから、文部科学省からの通知「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」(平25.3.21)を各学校に周知した。その主な内容は、次のとおりである。

- 文部科学大臣通知の内容についての指導の徹底
  - 本県の教職員の懲戒処分基準の厳格な適用と周知
  - 体罰等事故職員事後研修の強化
- 部活動における体罰等で懲戒処分を受けた者は、校長の判断により、研修期間及び一定期間、部活動の顧問としないこととする。

(1) 学校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

ア 体罰について

(ア) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第 11 条ただし書にいう体罰はいかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。

(イ) (ア)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒（殴る、蹴る等）、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒（正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等）に当たると判断された場合は、体罰に該当する。

(ウ) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、(ア)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。

(エ) 児童生徒に対する有形力（目に見える物理的な力）の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというのではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形を持った行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの（昭 56. 4. 1 東京高裁判決）、生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに

行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの（昭 60. 2. 22 浦和地裁判決）などがある。

(オ) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。

○放課後等に教室に残留させる（用便のために室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても、長く留め置く等、肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる）。

○授業中、教室内で起立させる。

○学習課題や清掃活動を課す。

○学校当番を多く割り当てる。

○立ち歩きの多い児童生徒を叱つて席につかせる。

(カ) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止し、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上または民事上の責めを免れうる。

イ 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

(ア) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。

- (イ) 他方、問題行動等への緊急の対応のため授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても当該授業における学習が、その児童生徒のために別途行われるのであれば、これを行うことは差し支えない。
- (ウ) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (エ) 携帯電話やスマートフォンについては、ICTの有効活用の視点から授業等で活用されることもあるが、授業に関係のない使用については、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合もあり、事前に保護者等と連携を図り、一時的(当日返却は必要)にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

また、以下のガイドラインやリーフレット(教育振興部教職員課作成)を参考とされたい。

《参考文献》

- ・教職員の服務に関するガイドライン 千葉県教育庁教職員課 令和2年3月
- ・体罰根絶リーフレット「体罰なんかいらない」 千葉県教育庁教職員課 平成26年3月

## (2) 体罰禁止に関する教師の心得

体罰は、法律に違反するだけでなく、児童生徒及び保護者等の信用を大きく失墜するものであり、あってはならない行為である。参考に、「体罰禁止の徹底について」(平8.9.6千葉県教育委員会教育長通知)の一部を掲げておく。

- ア 体罰は、人権尊重の精神に反する行為であり、教育上の指導における場合であっても許容される余地のないこと。
- イ 教職員相互の共通理解に基づく、教育相談活動を重視した生徒指導体制の確立に努めること。
- ウ 個々の教職員が、教育相談に関する理解を深め、児童生徒との共感的理解に根ざした人間関係を基盤として、児童生徒の心理的側面に一層着目した指導を行うよう努めること。